

## 平成30年度建設業法令遵守推進本部の活動結果概要と 令和元年度活動方針について

沖縄総合事務局開発建設部建設業法令遵守推進本部(本部長:開発建設部長)では、平成19年3月に本部を設置し、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、建設業における法令遵守に関する取組みを行っているところですが、平成30年度活動結果概要及び令和元年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

### I. 平成30年度活動結果概要

#### 1. 推進本部に寄せられた通報件数等

- ・駆け込みホットライン等に寄せられた通報 2件  
(法令違反等通報及び相談・質問等の件数を含む)  
うち法令違反通報 0件

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

#### 2. 建設業者に対する立入検査の実施件数

- ・立入検査の実施 2件

#### 3. 監督処分・勧告の実施状況

- ・監督処分 0件
- ・勧告 0件

#### 4. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

- ・開催2回  
平成30年11月:建設業法令遵守等講習会(約70名)  
平成31年2月:建設工事における労働災害防止に関する説明会(約110名)

### II. 令和元年度活動方針

#### 1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策な

ど各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封することにより、一層の周知及び利用促進を図る。

## 2. 立入検査の実施等

### (1) 検査対象

新規に建設業許可を取得した建設企業や、「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に多く通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査の結果に基づき選定した建設企業に対し、優先的に立入り検査を実施する。

なお、不正行為等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

### (2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

消費税率は令和元年10月より10%に引き上げられる予定であることから、下請取引において、適正な税率が用いられているかについて確認するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知徹底する。

### (3) 下請代金の支払手段に関する周知

平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段についての通達を見直したことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインが改訂され、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したことについて、その周知徹底に努める。

特に、この度の建設業法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」とされることについて、周知する。

### (4) その他

不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を検査対象とする場合で、その端緒が下請企業からの通報であるときは、当該検査対象企業に対し、この度の建設業法改正により、「その通報を理由として当該下請企業との間で取引を停止する等、不利益な取扱いをしてはならないものである」とされることについて周知する。

## 3. 関係法令等の周知

国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する関係法令等の周知に取り組むこととする。

## 4. 「建設業取引適正化推進月間」の取組み

11月の「建設業取引適正化推進月間」について、幅広く周知活動を行い、沖縄県等と連携し建設業法及び建設業法令遵守ガイドライン等の周知徹底を図るため、建設業者・業界団体等を対象に講習会等を開催し法令遵守に対する意識の向上を図る。

## 5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという指摘があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターを広く周知する。

## 6. 関係機関との連携

- (1) 沖縄県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の開催を合同で行うなど、その連携の強化に努める。
- (2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催に努める。